

第一次世界大戦期のポーゼン州議会

割 田 聖 史

はじめに

本稿は、第一次世界大戦期のポーゼン州議会における「特別業務」について扱う。

同時期のポーゼン州議会の「通常業務」については、州火災保険組合、州共済金庫に焦点を当て、すでに別稿で扱っている^①。本稿では、別稿における分析の結果浮かび上がった第一次世界大戦期に特有の業務について見ていくこととする。具体的に扱うのは、州長官の開会宣言演説、ヒンデンブルク博物館 (Hindenburg-Museum)、戦時共済金庫 (Kriegshilfskasse) の三つとなる。

筆者は、一八二七年の第一回から一九一八年の第四九回におよぼポーゼン州議会を以下のように時期区分をした。①一八二七年から一八四五年(第一回から第七回)、②一八五一年から一八五六年(第八回から第一一回)、③一八六一年から一八七五年(第十二回から第一八回)、④一八七六年から一八八八年(第十九回から第二四回)、⑤一八八九年から一九一三年(第二五回から第四五回)、⑥第一次世界大戦期(第四六回

から第四九回)の六期という区分である。

ポーゼン州議会は、一般ラント行政法が導入された一八八九年から制度的には変化はなく、結果として最終的なものとなる。そのため、第六期である第一次世界大戦期に関しては、制度的には第五期と変化はない。そこで、「通常業務」であるに関して州火災保険組合、州共済金庫に関しては、第六期についてもすでに別稿で論じた。第一次世界大戦期の州共済金庫の運営を確認した際、一九一八年の第四九回州議会に示された一九一六年度の会計報告において、戦争公債に八〇〇万マルク以上が支出されており、ポーゼン州議会が戦争遂行に協力したことを示した。これに対して、本稿は、戦争遂行の過程で初めて生じた特有の課題を扱う。

本稿で対象とする第一次世界大戦期の州議会は、第四六回から第四九回の四回である。会期はそれぞれ、四六回が一九一五年三月二日から二二日の二日間、四七回が一九一六年三月二日から一四日の三日間、四八回が一九一七年三月四日から六日の三日間、四九回が一九一八年三

月一〇日から一三日の四日間であり、戦前に比べて短いものとなっている。^②

I、州議会コミッサールによる開会宣言演説

本節は、州議会コミッサールである州長官 (Oberpräsident) による開会宣言演説を取り上げる。^③

州長官の開会宣言演説は、第一回州議会 (一八二七年) から第八回州議会 (一八四五年) までについては行われていたことがわかるが、独立した項目としては記録されておらず、第九回州議会 (一八五二年) 以降から独立した項目となる。^④

州議会コミッサールの開会宣言演説全体の特徴としては、その州議会で課題となる事項について簡潔に触れるだけのもので、長大な演説ということはなく、また、時世に触れるものもほとんどない。そのため、筆者は、従来の論考において、州議会コミッサールの演説を特段に取り上げてはこなかった。

例外は、一八六八年に開催された第一五回州議会で、「一八六六年の戦争」の勝利とポーゼン州も北ドイツ連邦の一員となったについて触れている。^⑤ また、一八七一年の第一六回州議会の演説では、ポーゼン州には「プロイセン国家の他州にはない多くの深い対立」があるが、「時がたてば」対立は収まり、「私たちの慈悲深き国王・皇帝陛下への変わることのない忠誠という統一」に達するだろう、と述べられている。これは、ドイツ帝国創設の際のポーゼン州における対立について示

唆していると思われるが、具体的なことは述べられていない。^⑥

これに対し、第一次世界大戦中の州議会コミッサールの演説は分量が増え、時事、特に戦況について触れるようになるという点で対照的である。これは、州議会コミッサールである州長官ハンス・フォン・アイゼンハルト＝ローテ (Hans von Eisenhart-Rothe) の個性も一因なのかもしれないが、ポーゼン州議会が創設されて以来初めて、直接気に巻き込まれた戦争であったことが主な要因であろうと考えられる。

①第四六回州議会

第四六回州議会における州長官の開会宣言演説は、一九一五年三月二一日に行われた。前回の第四五回州議会は、一九一三年三月二日から六日まで開催された。第四五回州議会から第四六回州議会の間に、第一次世界大戦が始まった。

一九一四年六月二八日にサライェヴォ事件が起こり、七月二八日にオーストリアがセルビアに宣戦布告した。ロシアがセルビアを支持して軍を動員したのに対して、ドイツは八月一日にロシアに宣戦布告した。ドイツ軍はシュリーフェンプランに従って、ベルギーを通過してフランスへ侵攻したが、作戦指揮の問題とフランス軍の抵抗により、ドイツの西部戦線は一月以降は塹壕戦へと移っていった。

他方、ロシアと対峙する東部戦線では、ドイツ軍は八月末のタンネンベルクの戦い、九月の第一次マズーリ湖攻勢で勝利し、オストプロイセンに侵入していたロシア軍の大半を撤退させた。この戦いを指揮したのが、ヒンデンブルク (Paul von Hindenburg) とルーデンドルフ (Erich

Ludendorff)であった。さらに、一九一五年二月には、第二次マズーリ湖攻勢に勝利し、ロシア軍をオストプロイセンから撤退させた。

ポーゼン州に関していえば、一九一四年五月三〇日に、前任の州長官であるフィリップ・シュヴァルツコプフ (Philipp Schwartzkopf) が死去した。

このような状況で、第四六回州議会におけるコミッサールであるアイゼンハルトの演説が行われた。⁽⁷⁾

まず、冒頭で、前任のシュヴァルツコプフへの哀悼が示された。続いて、遂行中の戦争の意義が主張された。「諸君、この偉大で重大なときに諸君は招集された。七ヶ月以来、ドイツは世界史が認識する厳しい戦いのなかにある。この戦いは、ドイツ帝国の存亡がかかっている」。そして、「ねたみと悪意の世界に対して、ドイツの英雄的精神は、ドイツ民族 (Volk) の存在・偉大さ・文化を防衛する。私たちの軍の比類のない勇敢さによって、敵は私たちの国のいかなるところにもその足跡をつけることはできていない」とドイツ優位であることが示された。そして、「境界が二度もロシアの数百万の軍に直接脅かされたオストマルクでは、私たちは、もし今日天才的な将軍がいなければ、(中略) 運命から私たちの州を守ることはできないだろう」として、ヒンデンブルクを取り上げる。「ヒンデンブルク元帥—ポーゼン州出身で幼少期を過ごした—は、私たちの尽きることのない感謝に値する。彼の名前は、ポーゼン州の歴史に永遠に結び付けられている」とヒンデンブルクを賛美した。

次に、「経済的武器」の重要性が訴えられる。「戦争がラントに、特に境界地域にある私たちの州に課している負担はすでに容易に耐えられないものである」が、「ポーゼン州の農業は、ドイツ帝国の他の職業とともに、外では彼らの息子たちの血を、内では全財産を祖国に捧げ、経済的制限と自己抑制に協力する」ことで、「ドイツ民族の自由な発展を保証する和平まで」戦争遂行を可能にするのである。

そして、「戦争負傷者のための福祉や彼らの職業可能性の促進」が将来的に問題となることが指摘された。次に「ドイツ民族の経済的抵抗力 (wirtschaftliche Widerstandsfähigkeit) の維持と強化」のために、戦争公債への協力が呼び掛けられた。経済面では、州生命保険機構での戦争保証の設立により、戦死者の遺族を近親者の死後の懸念から守ることが強調された。さらに、ポーゼンとブロンベルクに設立された戦争信用金庫 (Kriegskreditbank) にそれぞれ一〇万マルクを州から移譲する提案が予告された。

州議会マルシャルもこれに応じて開会宣言演説を行った。⁽⁸⁾

② 第四七回州議会

第四七回州議会は、一九一六年三月一二日から開催された。

この間の情勢であるが、一九一五年五月に、ドイツ軍は、オーストリア・ハンガリー軍とともに、ガリツィアに侵入してきていたロシア軍を押し返し、さらに八月にはロシア軍をポーランド、リトアニア、クーアラントから撤退させた。そして、九月には、ワルシャワ、ブレスト・リトフスク、ヴィリニウスなどを占領した。そして、ワルシャワを首都と

するワルシャワ総督府 (Generalgouvernement Warschau) が成立した。

第四七回州議会の開会宣言演説は、このような状況下、一九一六年三月一二日に行われた。⁽⁹⁾

「一九ヶ月以上、我らドイツ民族は暴力的な生存戦争のなかにあり、流血の戦いの終わりはまだ予知できない」が、「幸福な出口まで戦争を貫徹する」。「戦争は、長くなればますます、経済生活倦怠へ深く侵入し、この経営に重大な結果をもたらす」ことになるが、「私たちの州は、この戦争の暴力的経験が課す国家に対する義務を心得ている」。そして、「経済的戦争における貫徹と勝利に保証する」ことになるため、住民、特に生産に携わる住民の役割の重要性が強調された。

次に、戦時共済基金の提案が言及される。政府は、「戦場から故郷に戻った戦士は、軍旗の下へ召集されたために従来の地位を喪失し、農業・商業・手工業的職業の崩壊の危機にさらされており、信用を通じて、彼らの従来の職業を以前通りに継続する可能性を開くこと」は重要であると考え、「この課題を満たすために、国家政府は自治団体の協力が必要」であるため、ポーゼン州でも必要な措置を行うことが呼び掛けられた、

さらに、「設立中のヒンデンブルク博物館への寄付」について、博物館は、「私たちの州都の偉大な息子であり、その軍事的才能で私たちをオストプロイセンのような運命から免れさせた天才的軍事指導者」への「私たちの感謝の証」である、とアイゼンハルトは喜びを示した。

また、一九一五年は、ポーゼン州がプロイセンに編入された一〇〇周年であつた。一九一五年八月二日にポーゼン市庁舎において祝典が開催された。この祝典では、「この一〇〇年間ホーエンツォレルン家の王笏の下で州が享受した栄光ある発展を振り返り」、「祖国全体のようにポーゼン州も、神の助けで栄光ある勝ち取られた平和の後、新しい開花、力強い経済的・文化的進歩の時代の時代が始まるという希望」が示された、とした。

③ 第四八回州議会

第四八回州議会は一九一七年三月四日から開催された。この間、一九一六年一月には「ポーランド摂政王国」が成立している。また、一九一六年から一九一七年にかけての冬に、ドイツは、「カブラの冬」と呼ばれる厳しい食料不足に陥っていた。

第四八回州議会の開会宣言演説は、一九一七年三月四日に行われた。⁽¹⁰⁾

「運命を決する時期の厳粛さは、今回もまた諸君の会合の上に垂れ込めている。熱い戦いにおいて、私たちドイツ民族は、二年半来、名誉と世界の評価、祖国の存亡を賭けて戦っている」。そこでは、「私たちの光栄ある技術のおかげですべての闘争の手段」が用いられ、「Uボートの期待を越えた大きな成功」がもたらされている。そして、「至るところでの忠実で犠牲をいとわない義務の遂行、堅い団結、戦争経済がもたらす困難と不自由を引き受け、それを決定的な意思で支配する喜ばしい努力」へ感謝が示された。

戦争公債について、ポーゼン州シュテンデは、すでに全体で一〇〇〇万マルクの協力をしているが、さらに新しく公債が発行される予定であ

り、「ドイツの他のラントのようにポーゼン州でもまた全民族の不屈の意志を証明」するために、さらなる公債への協力を求めた。

また、「われらがヒンデンブルクの名で行われたポーゼン州からの多額の寄付」へ感謝が示された。この寄付は、祖国の防衛と武装のための重作業者の福祉に使われるとした。また、州予算では、「戦争の悲しみと窮乏を緩和すること」を目的に「戦争福祉目的の五万マルク」が提案されるとした。

④ 第四九回州議会

第四八回州議会の直後にロシア革命が起こり、東部戦線状況は大きく変化していた。この状況を受けて、第四九回州議会の開会宣言演説は、一九一八年三月一〇日に行われた。¹¹⁾

「州議会の仕事を平和の太陽の下で行うという昨年ここで誓った望みは、残念ながら未だ達成されていない」。しかし、「東における敵」は、個別講和を強いられた。これにより、私たちを包囲していた「鉄の輪」は破られた。「西方における敵がドイツ民族の生存の必要性を認める講和を行うまで」、「軍と故郷」はその義務を果たしていく。州における自治体、あらゆる生産層、都市と農村の全住民に対して、その「男らしい忍耐」に、特に農業に対しての謝意が示された。「諸君、試練の時がより重くなったとしても、私たちはポーゼン州において、厳しい負担を喜んで負うだろうということ確信している。なぜならば、それによつて、我が祖国の自由・名誉・経済的發展の勝利を助けることに参加することとなることを知っているからである」。

続いて、戦争公債について、「最新の戦争公債が以前と同様にポーゼン州で再び高い成功を収めた」。ここには、「これまでの八つの戦争公債でも、祖国に戦争勝利に必要な手段を与えるという決定的な意思」が示されているとした。

冬季農業学校の設立と維持に関する補助金の増加、州の電化に関する予算が予定されている。さらに、戦争福祉のための予算における今回再び五万マルクの出費は、州行政が、戦争状況の悲惨な結果の緩和に寄与することを可能にするとした。

また、「東部国境の向こう側での諸関係の新規定によつて、ポーゼン州とポーランド隣国の間の活発な経済的・商業的交流関係への展望が開かれた」ため、「ポーゼン・クトゥノ (Kunno) — ワルシャワ鉄道の建設の準備」のために五〇〇〇マルクの補助金が求められた。

以上が第一次世界大戦期の開会宣言演説である。共通しているのは、当然のことだが、「敵」に対して、ドイツの団結、その優位さを訴えるという点である。また、ポーゼン州においては、特に農業従事者への「感謝」が示されている。これは、ポーゼン州の産業構造が農業中心であったことによるだろう。また、戦時の食糧不足のため、特に「カブラの冬」の後の食糧増産は急務であったため、ポーゼン州の農業の一層の振興が必要とされたためと推測される。

また、州長官の演説には、各回で戦時期特有の課題が示されている。

第四六回では、①戦死者の遺族への州生命保険を通じた援助、②戦時信用金庫、第四七回では③戦時共済金庫、④ヒンデンブルク博物館、第

四八回では⑤戦争福祉目的の支出、第四九回では⑥冬季農業学校、⑦ポーゼン・クトゥノーワルシヤワ間の鉄道建設、といった新しい課題が提示されている。このうち、①は州生命保険機構、⑤は州行政といった既存の制度を通じた支援であり、⑥も従来の州行政の対象であった。⑦に関しては、第一次世界大戦の戦況によって生まれた課題であるが、州が直接的に関与するものではない。この結果、第一次世界大戦期のポーゼン州議会における「特別業務」となったのは、③戦時共済基金、④ヒンデンブルク博物館であるといえるだろう。②戦時信用金庫は、個人や企業の信用創出のために作られたものであり、国立でも個人銀行でもなく新設された貸付金庫とされている。その後の提案や活動の詳細がないため、正確には不明であるが、その機能は、戦時共済金庫にとほぼ同じであり、第四六回以降の州議会では扱われていない。

以下では、Ⅱでヒンデンブルク博物館、Ⅲで戦時共済基金設立問題について見ていく。

Ⅱ、ヒンデンブルク博物館設立問題

Ⅱ―Ⅰ ヒンデンブルク博物館

「タンネンベルクの英雄」ヒンデンブルクがポーゼン市で生誕したことから、一九一四年一〇月二八日にポーゼン市は、ヒンデンブルクを名誉移民とした。また、ヒンデンブルクは、十一月二七日に陸軍元帥となった。この間、ヒンデンブルクは、九月六日に、休暇の際にポーゼン市を訪れ、市庁舎を見学している。¹³⁾

ヒンデンブルクは、一九一六年四月七日に軍隊勤務五〇周年を迎えることとなっていた。ポーゼン市では、その祝祭が計画されると同時に、ヒンデンブルク博物館の設立が計画された。

一九一六年三月一五日のポーゼン市議会の一部は、ヒンデンブルク博物館設立のために、ポーゼン市から五万マルクの予算を支出するという動議が出された。ドイツ人とユダヤ人議員からなる多数派はこれを支持し、少数派のポーランド人議員は反対した。四月五日に再度この議論が行われた結果、五万マルクの支出が決定した。博物館の場所は、ヒンデンブルクの生家があった現ポドゲルナ通り (ul. Podgórna 7) に計画されたが、購入できなかったため、軍事博物館のあった現マルチンフス通り (Al. Marcinkowskiego 7) とされた。¹⁴⁾

館の管理は設立当初は、アルトゥーア・クロンタール (Arthur Kronthal) が務め、一九一六年一月からはハインツ・ボトマー (Heinz Botmer)、一九一九年一月からオットー・トゥム (Otto Tumm) が務めた。その後、館は、第一次大戦終結後の一九一九年三月に閉館した。¹⁵⁾

Ⅱ―Ⅱ 州議会におけるヒンデンブルク博物館に関する議論

第四七回州議会では、第四委員会が、「州委員会の一九一五年一〇月一四日の会合で決定された戦時福祉のためのさらなる五万マルクとハルデンベルク博物館のための五〇〇〇マルクの州資本基金からの支出を事後的に承認する」ことを同時に提案した。

ヒンデンブルク博物館第四委員会の提案内容の詳細は、以下の通りで

ある。

「Ⅱ、一九一五年の初めに、州長官の名譽司会の下、戦争博物館をポーゼン市に設立するための委員会が設立された。ヒンデンブルク元帥は、この博物館に「ヒンデンブルク博物館」と名付けることを承認した。

委員会は、すでに現在公にされ、博物館への寄付が呼びかけられている状況において、このことは非合理的であると考ええる。しかし、作業委員会は、(中略)一万マルクを自由に使えることが必要である。

ポーゼン市は、この計画がポーゼン市に持つ大きな意味を考慮して、州によって同額が支出されるという条件で、ヒンデンブルク博物館に五〇〇〇マルクを承認した。これに関して、州委員会は、一九一五年一月一四日に以下を決議した。『ポーゼン市のヒンデンブルク博物館設立のための作業委員会に、州資本基金から五〇〇〇マルクを支出する』¹⁶⁾。

州議会は、この支出を承認した。¹⁷⁾

州議会への提案から分かることは、一九一五年一〇月の時点ですでに、博物館設立の委員会が非公開で活動を行っていたということである。その活動資金は、ポーゼン市とポーゼン州から支出されていた。この承認が事後承認という形式で、第四七回州議会に提案されたのである。

州議会が開催されていない期間の案件であったため、州委員会が実質的には決定し、博物館に関与していたことが見て取れる。

さらに、第四七回州議会では、ヒンデンブルク軍隊勤務五〇周年式典

に関して、以下の提案が行われた。¹⁸⁾

「本年四月七日に行われるヒンデンブルク元帥閣下の五〇周年記念式典の際に、ヒンデンブルクの出生都市であるポーゼン市に建設されるヒンデンブルク博物館の基金として、五万マルクが州主要基金から支出される」。

その理由は以下のように示された。

「ドイツ東部の救済者ヒンデンブルク元帥」の「記憶の継続のために、生誕都市であるポーゼンにヒンデンブルク博物館の創設がすでに昨年から準備されていた。州と都市は、初期の作業にそれぞれ五〇〇〇マルクを承認した。ヒンデンブルク博物館のさらなる発展のための基金が、記念式典の日に州に湧き起こった感謝として最良の表現となる」。州議会は、この支出を承認した。¹⁹⁾

ヒンデンブルクが「英雄」となったことで、その存在は急激に象徴としての意味を獲得した。特に、ポーゼン州にとっては、ヒンデンブルクはポーゼン市出身であったことが最大限に利用されたため、そのキャンペーンは一定程度の成功を収めたといえるだろう。ただし、博物館建設の際に、ポーゼン市議会ではポーランド人議員の反対が見られたが、州議会では対立については記録されていない。

Ⅲ、戦時共済金庫

戦時共済金庫は、戦争長期化によって生じた「特別業務」であり、戦争参加者のための金融的信用の創出という課題の解決を目指した。戦時

共済金庫に関する議論は、一回限りの議論ではなく、数回の州議会に及ぶこととなった課題であり、戦時中の「特別業務」の中でも最大の問題であったといえる。

Ⅲ―1、戦時共済金庫設立の提案

戦時共済金庫は、第四七回州議会で提案されたものである。

州長官の演説であつたように、「戦場から故郷に戻つた戦士は、旗の下への召集のため従来の地位を喪失し、農業・商業・手工業的職業の崩壊の危機にさらされており、信用を通じて、彼らの従来の職業を以前通りに継続する可能性を開くこと」が目的である。

第四委員会から、以下の一〇点の提案が行われた。⁽²⁰⁾

一、戦時救済金の設立のために、州行政は、国家から少なくとも二倍の額である二〇〇万マルクが戦時救済金庫のために貸し出された場合、一〇〇万マルクまで使用できる。

二、州は、国家からの貸付に関して、州委員会と国家政府の間の協定に従つて利子をつけ、一九一九年四月一日から七年間で返還する。その際、一五%が控除される。

三、州は、貸付という形で資金を利用する。

四、州委員会は、詳細な払戻額を確定し、一九二七年三月三十一日までに全額の償却を行う。

五、利子と償却のための額は、郡によって保証されない限り、州税 (Provinzialabgaben) によつて工面される。

六、貸付の受け入れの際、相場変動による損失は州資本金から支払われる。

七、戦時共済金庫の資金から、分割払いのための特別な基金が設立される。

八、戦時共済金庫の資金のうち、必要な額は郡で自由に使用でき、戦争参加者の苦境の除去のために、郡内の信用に充てられる。

九、州委員会は、戦時救済金庫の資金の郡への分配、そこからの貸付の保証、および、郡の補償された額の利子・償却を行う。郡は、戦時共済金庫からの貸付を、一九一九年四月一日から七年払いで、一五%の国家部分を控除して、州に払い戻す。

一〇、戦時共済金庫は、できるだけ早く設立される。⁽²¹⁾

この提案の理由が続いて示されている。⁽²²⁾ 以下、長くなるが、その要約を示す。

まず、この提案を国家官僚に強く要求したのは、「元帥ヒンデンブルクの功績である」と指摘されている。

この金庫は、兵士たちが、「軍隊での義務感や祖国の事柄への価値と献身を維持するために、彼らと彼らの妻子の戦後の運命への懸念を取り除き、貧困化や経済的崩壊を免れさせること」を目的として設立される。「特に、中産層の戦争参加者は長い不在の結果、特に厳しい状況に陥り、そこから自力で解放されることができなくなるだろう。このことは、小農民、職業的中産層、手工業者、小商人、自由業、その他の独立就業者に当てはまる」。戦争参加者は、彼自身とその家族を養うための

資力が必要であるが、そのために適切な信用の源を必要としている。

ここで、先行しているライン州の戦時共済金庫の設立の事例が挙げられる。ライン州行政は、戦時共済金庫のために三〇〇万マルクを承認し、さらに国家が同額の貸付を行うこととなっている。国家による貸付は、州によって、一九一九年四月一日から七年払いとされ。また、州が損失の補填のために使った額の一五%が控除されるとなっている。

戦時共済金庫の機能は、「職業的生活手段の再建、とくに、手工業・小営業の再建」のために、戦争参加者やその家族への貸付である。その際の条件は、第一に、支援はこの方法によってのみ支援が可能なケースに限られる。第二に、支援されるものの経済状況が、この援助によって、経済状況の改善が「確実に期待される場合」にのみ貸付が行われる。第三に、支援は、贈与的支援ではなく、「利子の少ないもしくは例外的に利子のない貸付」によって行われる、とされた。

国家政府は、ボーゼン州に同様な組織を作るよう提案した。

そこで、州委員会は、同様な援助の例として、一九〇一年のケースを参照することとした。当時、一九〇〇／一九〇一年冬の異常な気象条件によって引き起こされていた州の窮状が問題となっていた。困窮した農場への貸付のため、国家政府によっておよそ五〇〇万マルクが貸し付けられ、州が財政的に参加することを条件に、郡が貸付を利用することができた。さらに、財政的遂行能力の乏しさを考慮して、州議会は、国からの貸付の一〇%かつ五〇万マルクを上限として、州が貸付できるということを決議した。国家政府は郡による返済に関して全額の一五%を断

念することとし、州は、郡が州による貸付の一五%を返済できないことを証明できた場合のみに一五%を断念した。

州委員会は、この観点を考慮して、以下を検討した。

まず必要な額に関して、当然のことながら正確には決められない。ライン州では六〇〇万マルクが予定されているが、ボーゼン州に関しては、住民数がより少ないため、最高でも五〇〇万マルク程度であると考えられる。その内訳は、すべての郡で平均一二万五〇〇〇マルクの貸付、そのほかに一〇〇〇マルクから三〇〇〇マルクの貸付が頻繁に必要なとなると考えられるが、総額はあまり大きくならないだろうとされた。さらに、州の関与に関しては二五%かつ一〇〇万マルクまでは正当化できるとした。

郡を五〇〇万マルクの準備に加えるかどうかは、戦争のため、財政的な苦境にあるため決定はできないが、郡を支援活動に参加させることが望ましい。というのは、貸付の保証について、ライン州では州が決定しているが、むしろ、地域が決定する方が合理的であり、ボーゼン州ではそうするべきである。そこで、それぞれの郡で特別な委員会が形成されることが望ましい。この委員会は、貸付の保証、その額、条件について決定し、貸付は五〇〇万マルクから割り当てられる。郡は、割り当てられた額に基づいて、州委員会によって決められた割合で利子を課し、それを一九一九年四月一日から七年間で返済する義務を負う。この貸付に関して、国家政府はその一五%の回収を断念する。また、一五%が十分でないならば、さらに、州は、郡への貸付額の一五%までの回収を断念

する。ただし、州と国家政府が最初から一五%の支払いを断念するといふことは、州から郡への「不適切な贈与」となりうる。

このことは、州が一五%の損をする可能性を生じさせる。そのため、州当局は、貸付の承認に慎重にならざるを得ない。他方で、郡当局は、リスクがないため、貸付の鑑定について非常に甘くなると考えられる。しかし、州が鑑定を行うならば、慎重になりすぎ、貸付が行われない事例が増え、「一五%では補填できない損害が発生する」こととなる。そのため、諸関係を迅速かつ正当に評価できる郡の当局が査定を行い、州は一五%の利益を断念するべきである。

州からの資金支援は、貸付によってのみ実施される。貸付の条件については決定されえない。州委員会は、国家政府に貸付を求める。それが拒否された場合、貸付の受け入れは、ポーゼン州生命保険制度、火災保険組合、ラント保証機構 (Landesversicherungsanstalt) で扱われる。最悪の場合、州共済金庫で貸付が受け入れられる。

「戦時共済金庫の設立によって州が被る財政的犠牲は、事前に正確に見積もることはできないが、それが少なくないものであることは確実である」。州への貸付は州債でなされるため、州債の相場の変動による損失が生じる。さらに、郡の支払免除がおよそ一五万マルクとなる。このような損失があるとしても、この制度の設置は必要である。

以上が提案の内容である。州議会は²⁰⁾この提案を承認した。

提案の内容をまとめておく。戦時共済金庫の目的は、戦争終結後を見据え、動員されている兵士たちおよびその家族の生活のための信用制度

の創設である。特に、中産層がそのターゲットとなっている。支援の方法は、低利子の貸付によるとされた。信用の源となるのが、国家からの州の貸付および州独自の資金からなる五〇〇万マルクである。この資金から都市・郡への貸付が行われ、個人へは都市・郡といったより小さな自治体から貸付が行われることで、個人の金融的信用の創出を目指した。特徴的なのは、国家や州は、返済の際に、一五%の控除、つまり、貸付を行う側から見れば損失となるということを当初から許容していることである。

Ⅲ―2、戦時共済金庫設立に向けて

第四七回州議会において、戦時共済金庫の設立が承認されたが、すぐに新しい信用組織を立ち上げることができなかった。

戦時共済金庫設立に向けて、第四八回州議会において、第四委員会が以下を提案した。

「州委員会によって一九一六年六月一六日に決議された貸付による州資本基金からの戦時共済金庫への二〇万マルクの支出は事後的に承認される」。

その意図は以下のように説明された。

第四七回州議会の一九一六年三月一三日の決議によって、州行政は、国家によって少なくとも二倍の支出がなされるならば、戦時共済金庫設立のために一〇〇万マルクを使用することができるようになった。ただし、この一〇〇万マルクは、設立の際には二〇万マルクのみが必要とな

るのであって、残りは戦争終結後になって必要となる。

従来、州は、貸付需要に対しては、州共済金庫で対応してきた。州共済金庫は四・五％の金利で貸付を行うことができる。その際、貸付は現金ではなく、四％のボーゼン州債で行われる。この州債の価値は、戦争の勃発の際九三％だったが。この間州債の価値が下がり、オストバンクでは、目下二〇万マルクの四％の州債は八五％の価値となっており、「価値がいくら上がったとしても、八八％以上にはならない」。このことは、実質的には、貸付の利子が四・二五％ではなく、四・八三％であり、四・七五％以上の利子となることを意味する。また、八八％の価値では、(州が一〇〇万マルクを支出する場合)一二万マルクの価値損失の補填が必要となり、州資本基金から支出するため、基金が一層減少することとなる。

この状況下では、他の信用源が必要である。州火災保険組合とラント保証機構への照会の結果、前者は五〇万、後者は三〇万の貸付を提供することとなった。貸付は現金で、利子はそれぞれ四・七五％および四・五％であり、州共済金庫からの貸付よりもかなり有利となる。

両機関からの貸付により、八〇万マルクの信用が得られるが、いまだ二〇万は他から賄わなければならない。そこで、この二〇万マルクは、州資本基金から四％の利子で貸付される。戦時共済基金の設立の際には、この二〇万マルクが使用される。

八〇万マルクは、戦争終結の際に早急に必要となるが、州火災保険組合とラント保証機構からの貸付が今年六月一日から分割で行われるなら

ば、事前に必要なケースに使うことができる。火災組合の五〇万マルクは一九一七年七月一日、ラント保証機構の三〇万マルクは一九一七年四月一日に支払いとなるが、「一九一七年四月一日以前に講和となることはほとんど考えられない」。つまり、貸付を必要とする時期以前に資金を受け取り、利息を支払わなければならないのだが、このことが損失になるという懸念は必要ない。なぜならば、受け取った貸付金は、必要となるまで五％の帝国戦争債に投資することで、わずかながらでも利息の余剰が生じるためである。⁽²³⁾

以上のような説明がなされ、州議会はこれを承認した。⁽²⁴⁾

戦時共済金庫の活動準備について確認しておく。

戦時共済金庫は、新しい信用機関として創設されることとなっていた。そのためには、金融的な信用が必要であり、国家や州がその信用を担うはずであった。しかし、州債の価値下落に見られるように、州そのものの金融的信用は低下していた。信用能力低下の理由には、州長官の発言のあるように、「一〇〇〇万マルク」を越える帝国戦争公債の購入があつたことが推測できる。⁽²⁵⁾ この信用能力低下を補うために、州の他の組織である州火災保険組合やラント保証機構から州へ貸付を行う、という手段が提案されたのである。

さらに、州火災保険組合やラント保証機構からの貸付の利子は四・七五％および四・五％であることから、もしこの貸付が戦時共済金庫設立以前に行われたとしても、五％の国家の戦争公債に投資することで利益が得られるかもしれない、との投機的なことも述べられている。

表1 戦時共済金庫の1916年度の会計収支

収入費目		収入額	支出		支出額
I	国家補助金（国からの貸付）	333333.33	I	都市・郡への貸付の保証	—
II	州補助金		II	国家からの貸付の利子と償却	—
	a) ポーゼン州火災組合からの貸付	400000.00	III	州団体によって受け入れられた貸付の利子と償却	
	b) ラント信用組織からの貸付	270000.00		a) ポーゼン州火災組合からの貸付	6768.75
	c) 州資本基金からの貸付	—		b) ラント信用組織からの貸付	3243.75
III	都市・郡に保証された貸し付けからの返済	—		c) 州資本基金からの貸付	—
		*250	IV	資金移動	903293.00
IV	資金移動	**95700	V	資本からの利子	5296.22
V	利子		VI	その他	667.00
	a) 貸付から	—	支出総額		921268.72
	b) 資本から	9112.14	収支		
VI	承認された貸付の利子と償却のための州主要基金からの補助金	—	収入全体……………		*1012695.47
VII	その他	—	支出全体……………		**915700
	収入総額	*1012695.47	残額……………		921268.72
		**915700	残額内訳		*91426.75
			a) 5%ドイツ帝国債……………		**915700
			b) 現金……………		915700.00
			(うち47100マルクは、オストバンクでの有利子負債)		91426.75

* 現金

** 有価証券

※金額の単位はマルク

第四九回州議会では、一九一六年度の戦時共済金庫の会計報告がなされ、承認された。会計報告は、上の表1の通りである。^{②③}

表1から明らかにするのは、資金の移動が行われているのみで、実際の貸付は行われていないということである。

この表には注釈がついている。それによれば、州委員会が戦時共済金庫の設立の主導し、一九一六年度内に活動を開始するとなっていたが、都市・郡への貸付承認のための活動は年度末まで行われなかったことが示されている。また、国家からの補助金や州火災保険組合とラント保証機構からの貸付には、定められた利子が生じるとされている。^③

以上から分かるように、戦時共済金庫の活動は、一九一六年度には始まっていなかった。ポーゼン州議会は、この後開催されていないため、その後実際に行われたのか、それがどの程度まで功を奏したのかは、現時点では把握できていない。

おわりに

以上、第一次世界大戦期のポーゼン州議会における「特別業務」を確認してきた。

Iでは、ポーゼン州長官のポーゼン州議会開会宣言演説が長くなり、時勢・情勢について触れるようになったことに着目し、第一次世界大戦期のポーゼン州議会の「特別業務」についてあぶりだした。その結果、ヒンデンブルク博物館と戦時共済金庫が課題となることが明らかとなった。

IIでは、ヒンデンブルク博物館設立問題について確認した。ヒンデンブルクは、タンネンベルクの戦いの勝利により、「英雄」となった。ヒンデンブルクがポーゼン市で生誕したことから、ヒンデンブルクはポーゼン市・ポーゼン数が生んだ「英雄」という扱いとなり、シンボルとなっていた。ヒンデンブルク博物館もその一環であり、州議会もその一部の資金を担ったことから、「英雄としてのヒンデンブルク」の形成に一役買ったのである。ただし、ポーゼン州は、ポーランド人も多数居住しており、ドイツを強調するシンボル形成には、ポーゼン市議会では異議が唱えられた。これに対し、ポーゼン州議会では、そのような異議は見られなかったことが注目に値し、今後検討すべき課題である。

IIIで扱った戦時共済金庫は、戦争に出征した兵士とその家族に対して、金融的信用を供与するために設立が目指された州が運営する新しい組織である。この戦時共済金庫の信用の主体は、国家および州であるのだが、貸付を実際に行うのは都市や郡といった州の下レベルの共同体であった。その際、戦時共済金庫に特徴的なのは、個人への貸付からは返済が完全には行われないことを見越して、約一五%の返済免除を実質的に認めていたことである。つまり、最初から、国家や州には損害が生じることを厭わないで作られたのである。このことは、国家や州の金融的な信用を損ねる可能性が極めて高かったといえるだろう。しかし、戦争の勝利を前提としているため、このリスクを受け入れていたのである。

しかし、戦時共済金庫の設立のための動きがなされている時期は、す

でに戦争が長期化していた時期であった。戦争公債が数度発せられ、そのたびに州はその信用組織である州共済金庫を通じて、多額の戦争公債を購入していた。そのため、すでにこの時点で、州の信用能力が限界に達していたのである。この結果、州そのものの、州共済金庫以外で、州の管轄下にあり、かつ、金融的信用能力を持った組織である州火災保険組合とラント保証機構を動員せざるを得なくなったのである。このような状況では、戦時共済金庫の設立構想は、当初から難しいものであったといえるだろう。

戦時共済金庫がどのように運営されたのか、そもそも実際に運営されたのかは、州議会の史料上では確認できない。また、実際の戦争は、ドイツ帝国の敗北に終わった。これにより、ポーゼン州議会は消滅することとなる。ポーゼン州であった地域は、ポーランド第二共和国のポズナン県 (Województwo poznańskie) の一部となるが、その代表機関、および、同地域の社会・経済がどのように変化していくのかは今後の課題としたい。

注

(1) 拙稿「一般ラント行政法下のポーゼン州議会と州行政（一八八九年～一九一八年）」『青山史学』三九号（二〇二一年）。史料や先行研究についても参照のこと。

(2) 拙稿「一般ラント行政法（一八八三年）下のポーゼン州体制」『青山史学』三七号（二〇一九年）、六四頁表参照。

(3) ポーゼン州の歴代の州長官は以下の通りである。年号は任期。

- 一八一五～一八二四：ヨゼフ・フォン・ツェルボーニ・ディ・スボセッティ
(Joseph von Zetboni di Spesetti)
- 一八二五～一八三〇：テオドア・フォン・バウマン (Theodor von Baumann)
- 一八三〇～一八四〇：エドゥアルト・フォン・フロットヴェル (Eduard von Flottwell)
- 一八四〇～一八四二：アドルフ・ハインリヒ・フォン・アルニム・ボイツェン
ブルク (Adolf Heinrich von Arnim-Boitzenburg)
- 一八四三～一八五〇：カール・モリッツ・フォン・ボイルマン (Carl Moritz von Beumann)
- 一八五〇～一八五一：グスタフ・フォン・ボニン (Gustav von Bonin)
- 一八五一～一八六〇：オイゲン・フォン・プットカマー (Eugen von Puttkamer)
- 一八六〇～一八六二：グスタフ・フォン・ボニン (二期目)
- 一八六二～一八六九：カール・フォン・ホルン (Karl von Horn)
- 一八六九～一八七三：オットー・フォン・ケーニグスマルク (Otto von Königsmark)
- 一八七三～一八八六：ヴィルヘルム・バルストウ・フォン・ギェンター (William Barstow von Guenther)
- 一八八六～一八九〇：ローベルト・フォン・ツェドリッツ＝トゥルツツェ
ラー (Robert von Zedlitz-Trützschler)
- 一八九〇～一八九九：フーゴ・フォン・ヴィラモヴィッツ＝メーレンドルフ
(Hugo von Wilmowitz-Moellendorf)
- 一八九九～一九〇三：ルドルフ・フォン・ビッテル (子) (Rudolf von Bitter der Jüngere)
- 一九〇三～一九一：ヴィルヘルム・フォン・ヴァルドウ (Wilhelm von Waldow)
- 一九一～一九一四：フィリップ・シュヴァルツコプフ (Philipp Schwartzkopf)
- 一九一四～一九一八：ハンス・フォン・アイゼンハルト＝ローテ (Hans von

- Eisenhart-Rothe)
- (4) *PLT* 9, S. 3-4. なお、第九回州議会議事録は *Verhandlungen und Adhenda der zur Wahrnehmung der Provinzial-Vertretung berufenen provincialständischen Versammlung des Großherzogthums Posen* (Neunter Provinzial-Landtag) (Posen, 1852) であるが、他の回は、*Verhandlungen des ... en Provinzial-Landtages der Provinz Posen im Jahre ...* といったタイトルを持っており、以下では、*PLT ...* と略す。第九回州議会議事録も他の回と同様に *PLT* 9 と示す。
- (5) *PLT* 15, S. 17-20.
- (6) *PLT* 16, S. 16-18.
- (7) *PLT* 46, S. 7-9.
- (8) *PLT* 46, S. 10-11.
- (9) *PLT* 47, S. 8-10.
- (10) *PLT* 48, S. 7-9.
- (11) *PLT* 49, S. 8-10.
- (12) *PLT* 46, S. 44. *Vorlagen für den 46sten Provinziallandtag der Provinz Posen* (*Vorlagen PLT* 46 への添付文書), Bd. 2, S. 189-190.
- (13) Zygmunt Kaczmarek, *Sprawa Paula von Hindenburga. Kronika Miasta Poznania*, 1995 Nr. 4, s. 378-379.
- (14) Kaczmarek, s. 379-380.
- (15) Andrzej Wojtkowski, *Humorystyczny epizod w historii poznańskiego muzeum im. Hindenburga. Kronika Miasta Poznania*, 1932, Nr. 2-3, s. 289-291.
- (16) *PLT* 47, S. 41-42.
- (17) *PLT* 47, S. 65.
- (18) *PLT* 47, S. 46.
- (19) *PLT* 47, S. 66.

- (20) *PLT* 47, S.34-41.
- (21) *PLT* 47, S.34-35.
- (22) *PLT* 47, S.36-41.
- (23) *PLT* 47, S.64-65.
- (24) *PLT* 48, S.41-43.
- (25) *PLT* 48, S.74.
- (26) 拙稿「一般ラント行政法下のポーゼン州議会と州行政（一八八九年～一九一八年）」三一―三六頁。特に、三六頁の表3―4参照。州長官は、戦争公債は八回で一〇〇〇万マルク、としているが、一九一七年三月三十一日の貸借対照表では、第五回までであり、この時点で約八三〇万マルクである。
- (27) *PLT* 49, S.18.
- (28) *PLT* 49, S.47.
- (29) *Vorlagen für den 49sten Provinziallandtag der Provinz Posen (Vorlagen PLT 49)* 略号⁴⁰), Bd.1, S.106-107.
- (30) *Vorlagen PLT* 49-1, S.106-107.